

農業用資材価格高騰支援特別対策事業事務局運営業務

契約候補者選定に係る評価基準

委託業務に係る企画提案の評価基準については、次のとおりとする。

1 契約候補者の決定方法

提案された企画について審査を行い、各選定委員の評価点数の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。合計点が最も高い者が複数の場合は、選定委員の協議により選定する。ただし、最低基準点として、満点の6割に相当する点数を設定し、この点数を満たす企画提案がない場合は、契約候補者を選定しないこととする。

2 審査方法

企画提案内容に基づき、選定委員会において審査を実施する。

3 評価方法

下記の評価表の各項目について評価し、各選定委員の評価点数の合計点を当該提案者の得点とする。

＜評価表＞

評価項目	審査のポイント	配点
1 業務実施のスケジュール	・業務の開始から終了まで、業務の実施に必要な全体スケジュールが示されているか。	10
2 業務の実施体制	・本件業務専用の事務スペース、電話機、電話回線等が確保され、必要なセキュリティ対策が実施されるものであるか。 ・業務を実施するため、研修等の実施により必要な経験や実績、知識等を有するスタッフが確保され、業務量に応じて適切な人数が配置されるようにされているか。 ・県との連絡・情報共有の体制が十分に確保されているか。	20
3 補助金の問い合わせへの対応	・問い合わせ等に対して統一的かつ適切な対応がなされるようなマニュアルの整備や、業務の実施に必要な知識や技能、電話応対スキルを有するスタッフが確保されているか。	10
4 申請書類の審査	・補助金が、交付要綱に沿って適切に審査がなされるよう、体制が整っているか。 ・申請内容等の情報はデータベースで一元管理できるものとなっているか。	15
5 補助金制度の周知	・対象者への効果的な周知広報の提案がなされているか。	10
6 過去の事業実績	・過去に同種の事業実績があり、提案内容の実施に信頼がおけるか。	15
7 財務の状況	・財務の状況は、健全な状態であるか。	10
8 経費の積算	・積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 ・提案内容に対して経費が適切に積算されているか。	10
合	計	100